

平塚市長 落合 克宏

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり公示する。

記

1 中間検査を行う区域

平塚市内全域

2 中間検査を行う建築物

中間検査は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物及び一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅の用途に供するもので、階数が2以上若しくは延べ面積が50平方メートルを超える建築物を新築するときに行う。ただし、次に掲げる建築物については除く。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第3項又は第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- (2) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
- (3) 法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号の基準に適合するものに限る。）をした建築物
- (4) 法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定をした建築物
- (5) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (6) 木造でその主要な工法が在来軸組工法又は枠組壁工法以外の建築物
- (7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物（住宅以外の用途に供する部分があるものを除く。）
- (8) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物（住宅以外の用途に供する部分があるものを除く。）

上記の他、中間検査の対象は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとする。

また、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合は、特定工程に係る工事を施工する全ての建築物とし、1の建築物の工区を分けた場合は全ての工区の工事の工程に係るものとする。

3 中間検査を行う建築物の構造、特定工程及び特定工程後の工程

別表のとおりとする。

4 その他

この指定は、令和 8 年 6 月 1 日以降に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認申請がされた建築物（計画の変更により確認申請された建築物は除く。）について適用する。

なお、令和 3 年平塚市告示第 185 号に該当する建築物のうち、令和 8 年 5 月 31 日までに法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認申請がされた建築物で、令和 8 年 6 月 1 日以降に特定工程に達するものについては同告示を適用する。

以 上

（事務担当はまちづくり政策部建築指導課）

中間検査を行う建築物の構造、特定工程及び特定工程後の工程

構造	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が木造 (在来軸組工法、桝組壁工法) 及び木造を含む混構造	屋根の小屋組工事並びに構造耐力上主要な軸組の工事及び耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う内外装の工事(屋根ふき工事を除く。)
主要な構造が鉄骨造	鉄骨造部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事
主要な構造が鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が1の場合は屋根版の配筋工事、地階を除く階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート部分において、2階の床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事